

R05 熊情審第 000052-3 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 8 9 3 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・個人情報保護条例制定ときに個人情報保護規則第 5 条に規定する告示をおこなった文書を保存する際に文書取扱規程第 34 条に基づき総務課長が付した文書保存番号がわかるもの

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 8 9 3 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 6 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開請求の対象となる情報が存在するものと考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号において、当該告示を行ったと主張している。また、告示文書は、文書取扱規程に基づき、永年保存しなければならない文書である。
- ・熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施しているということが確認できる。
- ・文書取扱規程第34条第2号に「総務課長は保存文書保存期間別の文書保存箱に収納し、文書保存番号を付し書庫に格納する。」と規定されている。

3 熊取町長の弁明に対する反論

告示文書を現年度扱いしていると主張するのであれば、熊取町は以下の点につき、より具体的に現年度扱いとする理由を述べよ。合理的な説明ができないのであれば、熊取町が主張する「引継ぎの対象としていない文書」とはいいきれず、「引継ぎの対象となる文書」であると私は主張する。

- ①告示は数十年前から行われているが、それをどのように常時使用しているか具体的に述べよ。
- ②告示文書の保管場所はどこか具体的に説明せよ。そして、保存文書の保存方法とどこがどう違うのか説明せよ。(実情が保存文書と同様であれば、それは引継ぎをすべき文書を引継がず保存していることとなる)
- ③文書取扱規程別表第1に、告示文書の保存期間が規定されているが、告示文書が現年度扱いの文書であれば、保存扱いされることはない。では何故、別表第1に告示文書の保存期間が規定されているか説明せよ。
- ④私が調べたところではあるが、熊取町以外の自治体で告示文書を現年度扱いとしている自治体は存在しない。熊取町のみ、告示文書を現年度扱いしている理由を述べよ。または、告示文書を現年度扱いしている熊取町以外の自治体名を示せ。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報については、文書取扱規程第32条第3項に基づき、引継ぎの対象としていない。

従って、その情報の確認のために同規程第38条の規定に基づく保存文書閲覧表を文書主管課長へ提出する必要があるため、文書不存の通知を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、熊取町長が3熊保育第2759号において個人情報保護条例制定当時に縦覧の告示を行っていることと主張していること、当該告示文書が永年保存文書であること、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において、熊取町規程のうち熊取町長又は町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないものについて、存在しないと回答していることから、熊取町が文書取扱規程に規定された事務をすべて適切に実施しているため、文書取扱規程第34条第2号の規程により付番される文書保存番号は存在していると主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報は、その情報の存否にかかわらず、文書取扱規程第32条第3項の規定に基づき、引継ぎの対象としていないため、当該情報は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在するか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った文書を保存する際に文書取扱規程第34条に基づき総務課長が付した文書保存番号が分かるものである。

町の文書は、文書取扱規程に基づき、保管、保存されているが、同規程第32条第1項の規定により、文書取扱責任者は、保管期間経過後、引き続き保存を要する文書を文書主管課に引き継がなければならないこととされている。また、同条第3項において、年度に関わりなく常時使用する文書については、引継ぎ及び移し替えを行わず現年度扱いとするものとされている。

熊取町長は、公開請求された情報が、その情報の存否にかかわらず、同規程第32条第3項の規定に基づき、引継ぎの対象としていないと主張し、現に引継ぎを受けていないことが確認できているこのことから、文書保存番号が存在しないという主張は妥当であると判断できる。

また、第3の3における審査請求人の主張は、熊取町長の弁明に対する反論ではなく、告示文書は引継ぎの対象となる文書であるという審査請求人の主張に基づき、熊取町に対する要求項目を列記しているに過ぎず、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人が「令和4年12月28日付けで熊取町長が行った情報不存在決定（4熊

総第3480号)に対する審査請求」に係る意見書において、「個人情報保護規則第5条に規定の告示に関する文書を熊取町は保有していない。」と述べていることは、当該文書を熊取町が保有している、即ち、本件対象文書が存在するという前提に立つ本件審査請求における主張と異なる主張を展開していると認められる。

以上のことから、不存在決定とした本件処分は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月17日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月22日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	